

邑楽町告示第111号

平成17年第5回邑楽町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成17年11月16日

邑楽町長 久保田 文 芳

1. 期 日 平成17年11月22日
2. 場 所 邑楽町役場 議 場
3. 件 名
- 1 庁舎建設特別委員辞任の件
  - 2 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
  - 3 邑楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
  - 4 邑楽町長、助役、収入役、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例
  - 5 平成17年度邑楽町一般会計補正予算
  - 6 平成17年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
  - 7 平成17年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
  - 8 平成17年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
  - 9 平成17年度邑楽町水道事業会計補正予算

○応招・不応招議員

○応招議員（19名）

1番	後藤勝子	議員	2番	松島茂喜	議員
3番	加藤和久	議員	5番	小倉孝夫	議員
6番	金子正一	議員	7番	小島幸典	議員
8番	立沢稔夫	議員	9番	小倉修	議員
10番	横山英雄	議員	11番	本間恵治	議員
12番	細谷博之	議員	13番	相場一夫	議員
14番	中川健治	議員	15番	桜井征男	議員
16番	青木久	議員	17番	千金楽幸作	議員
18番	松原市祐	議員	19番	新島正	議員
20番	石井悦雄	議員			

○不応招議員（1名）

21番	大野栄	議員
-----	-----	----

平成17年第5回邑楽町議会臨時会議事日程

平成17年11月22日(火曜日) 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 庁舎建設特別委員辞任の件
- 第 4 議案第76号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第77号 邑楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第78号 邑楽町長、助役、収入役、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第79号 平成17年度邑楽町一般会計補正予算
- 第 8 議案第80号 平成17年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第 9 議案第81号 平成17年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第10 議案第82号 平成17年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
- 第11 議案第83号 平成17年度邑楽町水道事業会計補正予算

○出席議員（19名）

1番	後藤勝子	議員	2番	松島茂喜	議員
3番	加藤和久	議員	5番	小倉孝夫	議員
6番	金子正一	議員	7番	小島幸典	議員
8番	立沢稔夫	議員	9番	小倉修	議員
10番	横山英雄	議員	11番	本間恵治	議員
12番	細谷博之	議員	13番	相場一夫	議員
14番	中川健治	議員	15番	桜井征男	議員
16番	青木久	議員	17番	千金楽幸作	議員
18番	松原市祐	議員	19番	新島正	議員
20番	石井悦雄	議員			

○欠席議員（1名）

21番 大野 栄 議員

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

久保田文芳	町長
石井征彦	助役
川田定昭	教育長
小林徳義	総務課長
増尾隆男	保険年金課長
石井貞男	水道課長

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田口茂雄	事務局長
飯塚勝一	書記

---

### 開会及び開議の宣告

○中川健治議長 ただいまから平成17年第5回邑楽町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

〔午前10時03分 開議〕

---

### 諸般の報告

○中川健治議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

今期臨時会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○中川健治議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、議長において加藤和久議員、小倉孝夫議員を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

○中川健治議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

---

### 日程第3 庁舎建設特別委員辞任の件

○中川健治議長 日程第3、庁舎建設特別委員辞任の件を議題とします。

〔6番 金子正一議員退場〕

○中川健治議長 去る11月9日、金子正一議員から庁舎建設特別委員を辞任したいとの願いがありました。

お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 異議なしと認めます。

よって、金子正一議員の庁舎建設特別委員の辞任を許可することに決定しました。

〔 6 番 金子正一議員入場 〕

---

日程第 4 議案第 7 6 号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○中川健治議長 日程第 4、議案第 76 号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第 76 号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院給与勧告に基づき月例給の引き下げ、期末勤勉手当の引き上げ及び扶養手当の引き下げを行うため、条例を改正いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 補足説明をさせていただきます。

邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正内容でございますが、人事院勧告の報告等に基づきまして、今町長が話しました内容について、給与条例の一部を改正するものですが、第 8 条で 3 項中「1 万 3,500 円」を「1 万 3,000 円」に改める。これにつきましては、配偶者扶養手当を 500 円引き下げるという内容でございます。

また、19 条において、「100 分の 70」を「100 分の 75」に改めると。また、「100 分の 90」を「100 分の 95」に改め、同項中「勤勉手当基礎額に」の下に、「、6 月に支給する場合においては」、「100 分の 45」の下に「、12 月に支給する場合において 100 分の 40（特定幹部職員にあっては 100 分の 50）」を加えるというような改正でございますが、これにつきましては勤勉手当の 0.05 カ月分を引き上げる内容でございます。

それと、別表のように改めるでございますが、これは給料表の、お手元にあるかと思いますが、給料表、これを全体的には月例給ということで表現していますが、0.3% 引き下げた金額での給料表の内容ということでご理解をいただければと思います。

また、附則等につきましては、この条例は、12 月 1 日を基準日として施行します。また、職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切りかえ等についての規則等で定めることで整理をさせていただきます。

それと、裏面でございますが、施行日前の異動者の号給等の調整、こういうものが必要になってきます。それについての規定が附則として挙げられております。また、職員が受けていた号給等の基礎ということで、これらについても規則として定めていきたい。

それと、17年12月に支給する期末手当に関する特例措置ということで、これらについてことしの12月期末手当に関する調整方法等が5番で記載をされているところでございます。

また、6番においては、17年の6月に支給された期末手当、勤勉手当の合計額に0.36を乗じて得た額ということで整理してありますが、もとの給与等が今回の給与改定に伴って、比較して、端的に言えば多いという、高いという状況でございますので、6月末に支給されたものが過払いの状況といったことを考慮しての調整をなされるということで記載したものでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第76号 邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第77号 邑楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○中川健治議長 日程第5、議案第77号 邑楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第77号 邑楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、ただいまご決定賜りました本町職員の給与改定に伴う期末手当の改正に準じまし

て、議会の議員の期末手当を0.05月引き上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第77号 邑楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第78号 邑楽町長、助役、収入役、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例

○中川健治議長 日程第6、議案第78号 邑楽町長、助役、収入役、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第78号 邑楽町長、助役、収入役、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほどご決定賜りました本町職員の給与改定に伴う期末手当の改正に準じまして、邑楽町長、助役、収入役、教育長の期末手当を0.05月引き上げようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第78号 邑楽町長、助役、収入役、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第79号 平成17年度邑楽町一般会計補正予算

○中川健治議長 日程第7、議案第79号 平成17年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第79号 平成17年度邑楽町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,100万円を減額し、予算の総額を82億2,197万5,000円といたしたい次第であります。

歳入については、財政調整基金繰入金2,100万円の減額であります。歳出につきましては、諸費の増額と、先ほどご決定賜りました本町職員の給与条例の改正に伴う人件費関係を全款にわたって整理、補正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 お手元の一般会計補正予算について、ご説明申し上げますが、ただいま町長の提案理由の中にありましたように、今回の補正の金額的に大きな部分というのは、人件費等の精査をした結果、マイナスを生じるというのが大きな内容でございます。

またもう一点、ページで言いますと、予算書の14ページになりますが、真ん中辺に2款1項13目の諸費というところで一般経費としまして962万3,000円を計上したものでございますが、これにつきましては当初予算から今までの補正等におきましても、町が訴えられた場合の応訴費用というのがとっていなかったということで、ここに盛り込ませていただきたいと、こういうことでございます。

それと、ほかずっと続くわけですが、予算書の歳出等におきましては、先ほど申し上げましたよ

うに給与等の改正、それに伴って共済組合の負担金、使用者分ということでの整理、あるいは期末手当等の整理をしたものがそれぞれの款あるいは項で計上されたものであります。

またもう一点、ページで言いますと、5ページでございますけれども、第2表ということで、債務負担行為を起こしておきたいということで、ここに掲げましたように訴訟弁護委託料ということで、17年から業務が完了する年度までという期間、限度額については報酬及び実費によるということで債務負担行為を起こしたいという内容でございます。

以上でございます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

青木議員。

○16番 青木 久議員 16番、青木です。先ほど説明ありましたけれども、2款13目諸費の中の報償費50万、委託料912万3,000円あります。この報償費、弁護士謝礼は50万わかります。訴訟弁護委託料912万3,000円、900万とかそういう金額であれば概算というようなことで理解できるけれども、12万3,000円、こういう細かいところまであるということについては、細かく積算した結果がこうということだと思いますので、中身についてお伺いしたいと思います。

それから、先ほど債務負担行為ということで、業務完了年度までとあるけれども、どういうふう  
に考えているかお伺いいたします。

以上です。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 14ページの訴訟弁護委託料ということでございますが、この補正予算を作成するに当たりまして、まず歳入部分について整理をしたわけです。そうしますと端数が出てきます。人件費等細かいのが出てくるわけですが、それを端数が出た部分につきましては、今言われた諸費のところと一緒に含めているということで、今言われたような912万3,000円という端数が載っている。端的に言いますと、財政調整基金の方においては、2,100万という数字を丸めた数字を計上したということで、その数字が逆にこちらにあらわれたというふうにご理解いただきたいと思います。

それと、もう一点でございますが、債務負担行為の部分でございますけれども、訴訟等があった場合ということを想定しますと、その事件についての訴訟が複数年にわたる可能性というのは否めないと、そういうことからすると、債務負担行為をとっておくのが適切かということで債務負担行為を起こしたという次第でございます。

以上です。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

千金楽議員。

○17番 千金楽幸作議員 議運、それから全協、いろいろこのあれについてはあるのですが、ただ一つ、まだ訴状が届いていないから中身については話せないのですよ。

それともう一点、我々には想像つかないのですが、この訴訟費用900万を超える、これが高いか安いかわかりませんが、この積算をしたということは、当然何かの基準があってこういうのを出したのでしょう。自治法によって公人が訴えられた場合ということについては、いろいろ我々も調べたのですが、これは不当ではない、当然だと思っておりますが、ただこういった不幸な出来事が起きる、こういうことについては、我々常に久保田町長には言っているのですが、いつもあなたは提案をしながら、理解を求める努力をしない。この1点がいろいろ久保田町長がなって以来、ごたすたごたすたしているというのは、ここにあるのではないかと。絶対告訴はされないのだという見込みが告訴された。そうするとこういう町長自身は、一銭でも切り詰めて大事に使いたいと言いながら、片方では湯水のごとく、こんなばか金使わなくてはならない。それはやっぱり町長自身にもその責任の一端はあるのではないかと、公人だから公費で払うのが当たり前だよ、これだけでは理解しがたいものがあると思うのですね。

それと、900万という莫大な金が、しかも複数年にわたるといことで債務負担行為までかけるということは、最終的にこれ幾らかかるのかわからない。要するにその点も含めて、議員さん理解してくださいと言って、その債務負担行為かけるのでしょけれども、これだけの積算するからには、それ相当のところへきちっと相談をしてやられているのではないかなと、こんなふうに思うのですが、ただここに出ただけでは、我々は余りにも理解できないのだよね。公人だから負担するということはわかるのですが、ただ900万ですよ、あと複数年かかるのだから債務負担行為かけますよというだけでは、幾らかかっても町が払うのだからという、余りにも無責任な私は提案ではないかと、こんなふうに思うのですがね。

それと、いやしくもこれだけの仮に何もなかったというなら、これだけのものをやるのには、それと弁護士についても入札にするのか、いろいろな問題がこれから公費を使う場合は出てくると思うのですね。ただ好き勝手に人を頼んで、ただやればいいのだと、これだけでは我々は地元へ帰って、だからつけたのですよと言えない、理解できない、こんなふうに思うのですね。少なくとも町長自身にだって、その謙虚さがあるはずだ。これは向こうだ、こっちではなくて、こういう結果を生む、我々は今までいろいろ提言してきたのですが、必ずこういう結果が出てくるのではないかと、あるいは法的な関係者の中には、335社が連名で訴訟を起こしたら、町は負けますよと、1,900万、9月に新予算を可決したときに、今までののは廃棄したことになる。だから、廃棄するにはそれだけのきちとした話をつけておきなさいよというのが我々の考えだったのですよ。当然訴訟を起こされる、想定我々していたのですね。絶対起こされない。例えば今までの経過からいって、これだけの日本じゅうにわたって、何というのか、これだけの335社の参入を得て、みんな無報酬でやってきたけれども、だれか1社をとってくれるのだろう、これだれも使わないということは詐欺行為に当たるのではないかと、こういうことも今論じられている。当然あなたは行政のプロなのです。そういうことも想定をしながら、今日まで行政運営をしてきたと思うのですが、やっぱり

来るべきものが来たのかな、勝ち負けについてはわかりませんよ。勝ち負けについてはわからないけれども、起こされたということは、あなた自身にもその行政運営についてのこの責任の一端はあるのではないかと、こんなふう思うので、ただここへ漠然と900万ですよ。だから、もうちょっとなるほどそうかいと、我々はやったことないからわからないのだよね。ただ、通常複数年かかる、総体的に最後でこれで済むかどうかは知らないけれども、着手金というのは大体100万が通り相場なのだよね。何で一遍にこれだけ出さなければいけないのか。

それから、ここまで出すのにはどういう弁護士を使うのだと、はっきりと議会へ提示していいはず、提示できなければまだ訴状が届いていないから、どんどん進めてしまうのですよ。これで裁判の途中でせっかくやってきたことが、予算執行停止の仮処分申請されると、全部終わってしまうのですよ、こんなものは、決着がつくまでは。もう少し私は慎重に、議会は数だけれども、司法は数ではないのだから。法を犯したかどうかで問われる。これはそういうことだと思ふのですよ。ただ安易にここで、これだけでいいのですかと、これについては理解できない。だから、もう少しわかりやすく、これは話してほしい。

以上です。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 ただいまの弁護士費用ということでの金額等のお話でしたが、これにつきましては過日の全協でも触れたとおり、想定され得るだろうというよりも、皆さんご存じのとおり11月2日の云々で、新聞等でご存じの部分もございしますが、それだけに限らず、あくまで町が行政責任を問われるというものについての応訴するという費用として、ここに盛り込んでございしますので、単なる1件、2件と特定したものではない。また、その1件、2件についての特定がされない状況では、計上する金額等についてはつかみということで計上したものだということをご理解いただければと思います。

以上です。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

小倉孝夫議員。

○5番 小倉孝夫議員 5番、小倉です。

昨日総務課の方へお願いしてあるのですけれども、自治法施行令144条について、私ども資料がないものですから、まず初めにご説明いただきたいと思ひます。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 ただいま小倉議員の自治法施行令144条ということでの話でございしますが、この144条におきましては、予算に関する説明書ということで規定をされたものでございします。

一つとしまして、歳入歳出予算の各項の内容を明らかにした歳入歳出予算事項別明細書及び給与費の内訳を明らかにした給与明細書ということが1号でうたっております。

2号で、継続費について、前々年度までの支出額、前年度末までの支出額、または支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書、3で債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書、4として、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書、5番として、そのほか予算の内容を明らかにするための必要な書類ということで、1項は終わります。

2項で、前項第1号から4号までに規定する書類の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならないという規定になっております。

○中川健治議長 小倉孝夫議員。

○5番 小倉孝夫議員 ただいま総務課長が読み上げたとおり、その規定によれば、これから具体的に予算を組む場合に、つかみということではなく、具体的にこの事例について幾ら、この事例については幾らというふうに積算して、私どもに説明する必要があるのではないかというふうに感じておりますが、その点どうでしょうか。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 ただいまのご意見でございますが、基本的には事業を執行する場合における予算を組むというものについては、今議員が申されましたような積算の基礎をもって、整理されたものを説明資料とするということは当然と心得ております。

現段階のお話に出ています弁護士費用ということでございますが、不幸にして町が提訴された場合ということについては、あくまでどういう案件で提訴されるかということについては、なかなか見込むことが難しい、不確定な要素が多いというふうに考えられますので、そういった意味では先ほど言葉が適当ではないということかもしれませんけれども、ある意味ではつかみの数字ということにならざるを得ないというふうに理解しております。

○中川健治議長 小倉孝夫議員。

○5番 小倉孝夫議員 弁護士報酬ですけれども、聞くところによりますと、いろいろ報酬について高い、安いというふうに問題があって、そういう規定は3年ほど前廃止されたというふうに聞いております。なぜかというと、ライセンス、弁護士報酬の標準的なものより弁護士の皆さんは低目の金額で仕事を引き受けるというふうなお話、ただしそういう規定があったからには、大体それに沿ったものが弁護士報酬として取り扱われているというふうに話は聞いております。

本件の場合、地位確認訴訟ということですが、ということは、極めて訴訟費用が安く済むと……

〔「何で知っている、それを」と呼ぶ者あり〕

○5番 小倉孝夫議員 知っているのだよ、調べたのだから。

〔「何を」と呼ぶ者あり〕

○5番 小倉孝夫議員 そういうことで……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 お静かに願います。

○5番 小倉孝夫議員 そういうことで弁護士費用を非常に安く抑えるための戦法の一つだと。したがって、そういった報酬の場合、大体着手金として四、五十万が相場だというふうに聞いているところでもあります。そのほか報酬というのが勝訴した場合あるそうですけれども、それを含めてもそう多くない金額だというふうに私は聞いております。

したがって、本予算が912万3,000円、非常に多額な金額になっておるといのは、私は大きな疑問を考えているところです。ですから、第1点目がこの積算において、ちゃんと弁護士等に相談して、私は本予算が計上されることを期待しておりました。

また、そうした結果、金額の妥当性がどのようになっているかということも、そうすれば当然につきみではなくて、正確な予算、もちろんそれが違った場合は、これはまた私どもは、町が困るわけですから、そういったことを真摯に受けとめて、我々は考えていきたいというふうに考えておるところであります。しかしながら、本予算は、そういった144条の趣旨にも反するおそれもありますし、ちゃんとした積算ということを考えれば、金額の高が当然に判明するように考えております。

そういったところから、これからもそういった調査費について、どのように調べたのか、あるいは弁護士と相談したのか、その辺をきちっと説明いただきたいと思います。

〔「何でもみんながわからないのに、執行側もわからないのになぜわかっているの、おかしいですよ」と呼ぶ者あり〕

○5番 小倉孝夫議員 裁判所に出されたのは公文書なのだよ。

〔「公文書だったって、町に出ていないのに何で知っているんだよ、それじゃ」と呼ぶ者あり〕

○5番 小倉孝夫議員 調べたからだがね。

○中川健治議長 静粛に願います。

○5番 小倉孝夫議員 そのくらい調べるのだよ。

〔「どこで調べるんだよ」と呼ぶ者あり〕

○5番 小倉孝夫議員 裁判所へ行きなさい。

〔「裁判所で調べられないんでしょう、町側だってわからないのに」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 答弁を求めます。

〔「少し休んで、暫時休憩にすべえよ」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 暫時休憩します。

〔午前10時40分 休憩〕

---

○中川健治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前 11時07分 再開〕

---

○中川健治議長 調整等がございますので、暫時休憩します。

〔午前 11時08分 休憩〕

---

○中川健治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 1時02分 再開〕

---

○中川健治議長 暫時休憩します。

〔午後 1時03分 休憩〕

---

○中川健治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 2時27分 再開〕

---

○中川健治議長 執行部側から答弁をお願いいたします。

小林総務課長。

○小林徳義総務課長 休憩前の小倉孝夫議員からのご意見でございますが、これにつきましては、補正予算の当初の説明の段階で申し上げましたとおり、訴えられてくるであろう事件ももちろん入っておりますが、それ以外の町の訴えられてくる可能性も秘めた執行機関としての、例えば保育園の登下校あるいは遠足等における事故等、あるいは幼稚園もそうですが、あるいは水路における事故、あるいは道路管理者という立場での事故に対する訴え等々、全般的な訴訟に应诉できるという建前に立っての予算の計上ということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○中川健治議長 ほかに質疑はありませんか。

青木議員。

○16番 青木 久議員 ちょっと今、午前中の皆さんの意見等を聞いておると、やっぱり訴状が届いていないので、やっぱりそういうことについては確たる答弁もできないということでもありますので、12月定例会に回したら、そういうような意見もあるので、これが1点。

それから、町長は、過日16日の全協のときに、提訴された。それに対応する。訴訟となると裁判、勝訴もあるし敗訴もある。負けたときには、ではそうするとこの弁護費用をどうするのだというようなことを聞いたと思うのですけれども、それもまだ訴えられているわけでは、訴状が来ていない

からというそういう状態であったと思います。そのことについて、町長のこういうときにこういう覚悟で私は臨んでいく、町を守っていく、そういう決意等ありましたら、聞かせていただきたい。

やっぱりこれについては、今町が本当にどこの町村から、町内はもとより近隣の町村から邑楽町はどうなっているのですか、そういう状況にもあります。そういう中で町長のはっきりした決意、そういう覚悟で私は臨んでいる、どうかそういうことで皆さん理解いただきたい、そういう言葉が一回も聞いていない。そういうことでありますので、町長はどう考えているか。また、債務負担行為についても、上限というか、限度額というところに、終わってみなくてはわからない、そういうようなことだと思います。とにかく町長の決意なるものをお聞かせいただきたいと思います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えいたします。

今回の費用につきましては、弁護士費用ということでもありますけれども、青木議員の方からのお話の中にもありましたけれども、もし敗訴した場合には、私自身も責任をとっていく場合も発生してくるわけでもありますので、いいかげんな気持ちでここに上げたわけではありません。

また、いろいろな状況等も考えられますので、アスベストやいろいろな、先ほど言われたとおりですけれども、いろんな最近の社会情勢等も考えた中で、やはりこういう予算については、今後経常的にのせていくべきだろうというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

また、町民、町に対しての訴訟ということでもありますので、町をどういう角度から来ても、公平に公正な裁判に臨むためには、やはり弁護士にお願いしていくしかありませんので、長としてそういった責任の範囲で裁判に臨んでいきたいと思っておりますのでございます。

また、裁判所の方に提出されたと、提訴したということもございますので、近いうちにこちらの方に来ると考えております。少し時間を置いてはというようなお話もあったようですが、大変裁判所の方にも問い合わせしづらかったわけですが、どうでしょうということでお伺いしたところ、そういったのは受理しているというようなお話でありましたので、近いうちにはこちらに届くと思います。

ですから、そういった時間的なこと、また町としての公平な立場でお願いをしたいということで、弁護士にお願いしたい。そして、もしそれが敗訴というようなことになった場合には、私もそういった責任をとる立場になるかもしれませんが、その辺も加味した中で皆さんにお願いをしているわけでありまして、ぜひともこの辺をお酌み取りをいただきまして、ご理解をいただければと思いますので、いろいろなあれもあると思いますが、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

千金楽議員。

○17番 千金楽幸作議員 ただいまの町長のお話で大方流れは理解できるのですが、ただ16日の全協



を開いて、議運からずっと来て、当初はこの庁舎建設についての山本理顕の訴訟、あるいはもう1件地位確認の訴訟も出ていましたね。その二つかなと思っていたのですが、今総務課長の話聞くと、幼稚園だ、保育園だ、あるいは道路だ、もろもろのものが起きてはしようがないのだが、起きた場合のその予算も含めてこれは入っているのだと、そういうふうになると、だんだん、だんだん、ではどれが本当なのだ。午前中にも私言ったけれども、こういうことが起きるということは、町にとっても町長にとっても不幸なのだよね。ただ、その不幸だと言うけれども、こういう結果を生じさせた、その責任の一端はやはり町長にもあるのではないかと。午前中にも言ったけれども、あなたの一番欠点は、自分で提案しておいて、理解してくれるかいというその理解を求める努力をほとんどしない。ただ、議会は数で勝てばいいのだというような、我々から見ればそういうふうを受け取れる。

午前中、11時ちょっと過ぎに終わったので、実はちょっと前、同じような提訴が大泉にあったというので、直接高野さんではないけれども、関係者に事情を聞いてきたのですよ。そうしたら高野さんは、議会でこういうことを言ったらいいのですね。こういう訴訟を起こされるということは、私にも理解を求める努力が足らなかったと思う。法的にいいか悪いかはやってみなければわからないけれども、首長として最大限、法を犯したつもりはない。ただ、そのために多大に町にも迷惑かけた。したがって、結審つくまで自己資金でやらせてほしいと、自費でやらせてほしいと申し入れたので、そういうふうになったのだ。2年半、あれは二つの訴訟だったですね。最終的には二百五十七万幾ら、両者とも勝訴をしたということで全額町が払ったと、議会も全会一致で払った。こういう話を午前中ちょっと聞いてきたのですが、これはやっぱり町長も公人だから町が払うのが当たり前だと、しかも全協には出ていなかった。幾らかかるかわからない、何年かかるかわからないから、今度は議会に債務負担行為、しかもここに数字は出ていないのだよね。ただ債務負担行為を結審するまで、完結するまでと、こういうことになりますと、このいわば大切な税金を、これいいよと言えば、議会は無限大に承知をしたという解釈をされても、それが信頼関係が欠如しているから、そういう誤解を招くのだと思うけれども、これはその辺町長として、これだけのことを起きてしまったのだから、今後もっと大きな問題が出てくるかなと、こんな話もされている中で、町長としてその責任を感じているのかどうか、ひとつお聞きしたいと思います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 こういった訴訟問題になって、町長として責任を感じているのかということでありますけれども、確かに訴訟ということになりますと、いろいろなことも出てくるとは思いますけれども、基本的には、私も今まで合併問題等でやってきたこの庁舎問題、多くのお金をかけても合併を前提に、持参金をするよりも、今の町に残そうということで、前任の人たちは一生懸命やってくれたとっております。

しかしながら、合併が破綻した今、やはり最小限の費用の中でやっていくべきだろうということ

で、考えを基金の範囲でやっていきたいということで、当初よりお願いをしてきたわけでありまして。そして、多目的ホールのお話もありますけれども、多目的ホールは基金という部分では積み立てはしておりませんので、庁舎のお金を多目的ホールの方に回すわけにはいかないわけでありまして。庁舎の部分考えた中で、そして縮小し、できるだけ町民に負担をかけないような政策をとということやってきたつもりであります。そういった中で進めていく中でのいろいろなやり方についてのご回答等あった中で、こういった部分が発生してしまったのかなと思いますけれども、そういった部分では自分の手際の悪さといいますか、そういった部分もあったのかなと思います。

しかしながら、基本には、町民に負担をかけないでやっていきたいという気持ちを持っておりますので、そのところをご理解をいただければと思います。

大変不器用な人間でありまして、皆さんに誤解等与えた部分もあるかもしれませんが、基本的には町民本位で考えさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

千金楽議員。

○17番 千金楽幸作議員 それから、さっき総務課長が言った統合で答弁来ていないのだけれども、この900万の中にはほかの訴訟も、あるであろう想定の入っている、どのくらい入っているの、これは、話してほしい。

○中川健治議長 総務課長。

○小林徳義総務課長 あくまで想定でございまして、何件というものを想定したものではありません。先ほど申し上げましたように、保育園での行き帰りの事故、あるいは遠足等による事故等もあるでしょうと、そういったものに対応できるという意味で考えておりますということでございます。

○中川健治議長 ほかに。

千金楽議員。

○17番 千金楽幸作議員 気持ちはわかるのですが、時節的に非常に悪いのだよね。町には必ず万が一のときに予備費はとってあるのですよ。こういう疑われるかなという時期に、そのことを考える必要はないのではないかと、ダイレクトにこの訴訟で幾らかかるのだよ。それと、前々にも言ったけれども、まだ訴状が来ていないのだというのだ。これはそんなに慌ててここで採決するのではなくて、12月定例だって十分間に合うのではないかと、もっと詳しい話ができるのではないかと、私らは公費つけては悪いと言っているのではないのだよね。こういうわけで、地元に戻ってこういうのだよと話せる、議員というのは最低限知るべき、それが理解できればいい。ところが、債務負担行為をかけた、これはみんな白紙委任になってしまうわけです。だから、こういう状況を生むということになると、これは疑うわけではないのだけれども、数字を入れないで完結まで債務負担行為をかけるということは、無限大という私は解釈しているのですが、こんなのね、口では町長は一銭でも経費節減をと言いながら、一方では、どぶ川に公金をうっちゃっているようなものだ。本来行

政のプロは、こういう訴訟を起こしてはいけないのだと、起こされてはいけないのだ。起きる前に起こされないように努力しなさいよと、その辺の欠如も十二分にあったのかな、そういうふうと思うので、これ今ここで即刻結論を出すのではなくて、これはもう少し時間的余裕はあるわけですがね。つけては悪いと言っているのではないのですよ。これは全体がわかったよと、全員が手挙げられる。ただ多数決で決めれば良いという、この考え方自体が間違っているかなと、だんだん信頼関係が薄れていく。これはやっぱり町長は、もっと議会をきちっと議会对策も考えて、議員さん、ちょっと急で悪いけれども、町長がああいうことで手挙げようと、逆なでするような実際は行為をとれてしまうのだよね、我々にすれば。訴状が来ていないのだったら、別に中身がわからないのだから、弁護士費用なんてそんな簡単にすぐよこせなんて言わないのだよね。午前中にも言ったように大体この手の訴訟というのは、着手金100万ですよ。それが一挙に900万とって、中身聞けば、今度はほかのが入っているのですよ、だんだん不信感が出ないのがおかしくないかい。だから、そういうことを考えたら、2年、3年かかるといったって、このくらいの問題で債務負担行為かける必要がどこにあるの、私はそういう考えだし、今債務負担行為を数字も入れずにかけるということは、手を挙げたくも実際は挙げられなくなってしまう。私は、そういうことです。こういうことについてどういう考え持っているか。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 まず、議会のご理解をいただいた中で、予算をお願いし、その後ある程度確定しましたら、そちらに移っていくと、その逆に、先に弁護士に頼んで、その後予算といった場合には、ではおれたちに話もなしで何で動いているのだという話になりますので、ならば予算を先にお認めをいただいた中で、そういった場合にはお願いをしていきたいなと思っております。

また、強引にというような部分も言われていたようでありますけれども、私の方ではぜひ当初からのお願いで、全協等でもご説明したとおりで、平に皆様をお願いをしていくということでありますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 ほかに質疑はありませんか。

金子議員。

○6番 金子正一議員 地方自治法の施行令について、総務課長の方から説明がありました。その144条の1項の5号、2項とあるわけですが、1項の5号の中に、予算の計上する場合に、予算の内容を明らかにするため必要な書類ということがあるというのは、先ほど総務課長から説明があったとおりです。私も962万3,000円の報償費、それから13節の委託料について、やはり町には法律相談の弁護士さんもおられます。そういう中で先ほど話がありましたように、保育園あるいは幼稚園、道路管理上のいろんな災害等が発生した場合にということがありましたけれども、当然そういうことを想定してということであれば、そういった予算の計上する必要、明らかにする必要な

部分ということで、当然計上する前に精査した中で計上できるのではないかなというふうに思っているのです。たまたま今回二つの訴訟が来ているということもあるようですけれども、その辺のことについて総務課長の方では、どこまで精査してこの912万3,000円の予算を計上されたのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思うのですけれども……。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 先ほど来お話ししていますように、内容についての説明としましては、今議員が話されたようなケース等も考えられるということ想定していることであって、訴えの金額が、あるいは補償請求の金額がどういったものというものは、金額的には想定はされていません。しておりません。ですから、そういう意味で基礎的な数値を述べよということはずっと言われているのですが、なかなかそれについてはお答えできないということで答弁とさせてもらっているわけです。

○中川健治議長 金子議員。

○6番 金子正一議員 そうするとその数字はつかみどころがないのに、なぜその数字が上がったかということになるわけですけれども、何人かの議員さんから質問がありましたから、それ以上の内容精査がしていない、したがって答弁ができないということでは、もういたし方ありませんので、ぜひ今後要望として、やはり事業執行する場合でも計画する場合でも、そういった自治法に定められたところのやはり要件を備えて、予算の計上するということがやはり必要だろうというふうに思いますので、今後そういう説明ができるような、私たちこれで町へ帰って、町民の方にそれこそ聞かれて、わからないですと、説明がないのだからわからないのですということになると、町民の方もやはり不信を抱くと思いますので、この問題に限らず今後十分説明ができるように、理解を得られるような精査方法で計上を要望いたしたいと思います。

○中川健治議長 ほかに。

小倉修議員。

○9番 小倉 修議員 予算の計上とは全く異なりますが、私も車に乗っておるわけで、自賠償保険なり任意保険なりに入っているわけでございます。その月々の支払いの中で、ことしはこういう事故を起こそうと、こんな事故があるだろうと、3月にはこういう事故、4月にはこういう事故があると、そういうことを想定して私は保険に入っているわけではございません。

また、私の感じるところでは、消防費用にしてもそうでございます。きょうは鶉新田から火事が出るから、消防車両にガソリン積んでおくと、予算がないからきょうはガソリンを入れておくと、救急車もそうでございます。そういった事故、事件等につきましては、先行き想定できないのは、私は現状ではなかるうかなと、できれば消防車でも、私の保険でも任意保険でも、1年でも2年でも使わないことが私は一番よろしいかなと思います。12月2日の時点では、新聞等見ますと、これは11月2日ですか、もう準備をなさっておくと、想定しておくということが私は一番よろしいかと思いますが、よって皆さんは、車乗っている方は任意保険なり何なりを、事故を待って保険に入

るわけではございません。私は、事件、事故等につきましては、そういう問題かなと、そんなふう  
に感じております。そういうふうに町民に説明すれば、町民の方も私は納得していただけるのでは  
なからうかなと、そんなふうに思っております。

以上です。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

細谷議員。

○12番 細谷博之議員 町の962万3,000円ですか、これが多いのではないのか、そんなような中で不  
信感持たれているのではないかなと、そんなふうに思います。先ほど千金楽議員が質問した中で、  
大泉の高野町長時代に、そういう町を訴えられた裁判があったらしいです。そのときには町が勝訴  
した。それで、議会で認めてその裁判費用を高野町長に払ったと、そのようなことを聞いておりま  
す。皆さんがこれだけ審議した中で、いろいろ不信感持ったり、そういう事実がありますので、も  
し町長に、これは結構ですけれども、今言ったその幾らかかるかわかりませんが、その自治  
法で町が訴えられた場合は、税金で払うと、それは私も承知しております。ただ、一言聞きたいの  
ですけれども、もしできれば町長にその弁護士費用ですか、決まるまで個人負担で、もし勝訴し  
た場合は、その議会が払うと、町が払うと、そんなようなお考えがあるかないか、ちょっと一言聞  
きたいです。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 まず、敗訴した場合には、私もそういった状況になった場合には、そういう責任  
が発生してくると思っております。しかしながら、今の段階では、私も皆さんの議会の同意を得な  
がら一つ一つ進めてきました。その範囲の中で皆さんとともにやってきたわけでありますので、こ  
の結果を受けて、その中で検討したいと思えます。

○中川健治議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

本間議員。

○11番 本間恵治議員 議案第79号 平成17年度邑楽町一般会計補正予算につきまして、賛成の討論  
をさせていただきます。

歳入歳出の主なもの、人事院勧告に従っての職員の給料の改定、また三役、そして議員、先ほ  
ど条例の改正につきましては、皆さん賛成しております。そのほとんどがその予算の計上でござい  
ます。先ほど来から訴訟の費用につきまして、いろんな賛否両論が出ていますけれども、私は、予  
算でございます。決算ではございません。これから幾らかかるかもわかりません。そして、使った  
費用につきましては、ちゃんと監査をされ、そしてまた議会に上程され、皆さんの承認を得て決定

するわけでございます。何も中身が決まっていけないのに、ただ予算が多少多目かなと、そういうふうな部分もでございますけれども、本来でございますれば、使った費用に対して使い過ぎではないかとか、これは法外に払い過ぎだとか、そういう議論をしてこそ私たちの議員の立場ではないかと、私はそう思います。そういった意味では何ら予算の中での今までの質疑は、私は水かけ論であったのではないかと、そのくらいに思っております。

ましてや先ほど千金楽議員が言いました。町長がみずから立てかえて、自分で払っておいて、結審して勝ったから町から出したと、それは確かに美談で立派な話かもしれません。しかし、だれが町長になったって、やはり本来であれば、町長が訴えられたということは、町が訴えられているのです。本来であれば町を守る、つかさどる私たち議員もその立場でございます。町民の多くの意見を反映させるために、やはり私たちも町民の代弁者としてここにいるわけですから、私は本来であれば、その使った費用に対しての議論であれば、私は幾ら交わしてもいいと思いますけれども、まだ予算の段階でございます。歳入歳出の2,100万円のごろ合わせで端数が出ておりますが、何でこの端数が出ていたのだ、何だこの根拠はと、何も数字のわからない人が質問しているようなそんな現況の議会の中で、私はその予算の話し合う資格はないと思います。これからの推移を見守って、私たち議員は町政運営を正しい方向にただしていくのが私たちに課せられた立場だと思っております。ですから、私はこの予算につきましては、人事院勧告に従う予算の補正ということで、何ら問題ないと、そういうふうに確信しておりますので、賛成をさせていただく、そういうふうに思います。

以上です。

○中川健治議長 ほかに討論ありませんか。

小島議員。

○7番 小島幸典議員 議案第79号 平成17年度邑楽町一般会計補正予算の賛成討論をいたします。

総務文教委員として、さきの委員会、また先ほどの臨時委員会、こういう中での質問は、先ほど質疑の中で皆さんが話されたように、総務課長等に質問はしておりました。そういう中で幼稚園の登下校等の事故、また保育園の水難事故があった場合、町道の不備のための事故がまたあった場合、想定できるそういう事件に対して準備をしておければということで、委員会でも私は話しておきました。では、そういう準備がなぜ必要かとなりますと、過去の事例でありますと、昨年度ですか、学童保育で羽生市で、これは水難事故で死亡事故があって大騒ぎしております。身近な問題だと、昭和46年ですか、47年ですか、私は虫垂炎で今の保健センターで手術を米村先生にしてもらいました。その後の1週間後ですね、私の友人が同じ虫垂炎で、これは医療ミスですね。聞いたところによると、皆さん古い議員さん、また年配の人ならこれは鮮明に、大騒ぎしたことですから覚えていると思うのですが、要するに医療ミスで死亡しました。1週間違いで私もちょっと危なかったなというような、そういう痛ましい事故の中で、この当時補償金がかなりの高額、小島町長のと

きでしたけれども、かなりの高額で大騒ぎをして支払われた経過があります。そういうことを踏まえますと、これはあした事故が起きるから、あさって起きるからというのではなくて、十分そういうことが世の中にはあり得るわけですね、現実には訴訟が起きているとか、そういうことが実際に出ているのですから、そういうことがなければ、これは幸せだと思います、町にしては。でも、あった場合の備えあれば憂いなしという言葉がありますけれども、これが1億円の予算であったって足りない場合があります。高額所得者が今言ったように医療ミスだ、やれ町の職員のミスだ、町長のミスだ、議員のミスだという公務中にあった場合は、当然補償をしなければならない場合が出てきます。その過程のいろいろの費用ですね。こういうことは当然予算を組んでしかるべき、私はそう思います。

そういうことで何度も言いますが、とにかく事故のない世の中はいいのですけれども、そういう争いのない世の中がいいのですけれども、現実には次から次へと三つも四つも争いは出てくる、また出ている場合があるわけですね。そういうことを踏まえれば、当然これはもう遅過ぎます、こういう予算組むのは。そういうことで私は、本予算に対しては賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○中川健治議長 ほかに討論ありませんか。

小倉孝夫議員。

○5番 小倉孝夫議員 邑楽町一般会計補正予算、これに対して反対討論いたします。

午前中質問申し上げましたが、自治法施行令144条の趣旨は、いたずらに予算が膨張する、そういうことを防ぐためのものです。ですから、一つ一つの予算を計上する場合、それをしっかりした理由を添付しなさい、そして皆さんにわかりやすく説明してから計上しなさいという趣旨だと思います。したがって、本予算につきましては、既に新聞報道のとおり、2件の提訴が行われるという、そういったことがあった場合に、事務当局として当然に事前に弁護士にこういうふうな提訴がされている。予算は、弁護士費はどのくらいですか、そういうのはあらかじめ聞くのは、あるいは調査するのは当然であります。したがって、ここは補償金を言っているのではない。あくまで弁護士の訴訟費用と、弁護士料ということです。ですから、この場合、午前中も申し上げたとおり、地位確認訴訟ということであれば、裁判費用あるいは弁護士費用というのは、最大限、できるだけ少なくするというのがその趣旨であります。ですから、大体着手金というのがあるようですけども、四、五十万、それから報償ということを含めて100万、そういった数字であるというふうには聞いているわけなのです。ですから、そういった1件1件の提訴を事前に専門家に聞けば、おおよその見積もりが立つわけです。ですから、この九百何万の中にこの裁判費用は幾ら、この裁判費用は幾ら、そして交通事故等々が生じた場合、そういうときに弁護士に頼むのは何回ぐらい想定して何回、そういうふうには積算すれば当然にこの数字は出てくるわけです。144条の趣旨からすれば、いたずらに理由なく予算を膨張される、それをやめなさいという規定なのです。ですから、明確な

根拠が示されない本予算については、大きな疑問を感じているところであります。

したがって、九百十何万、こういう巨額の弁護士費用というのは、どんな裁判なのだろうか、私はそれに強く疑問を感じているところであります。したがって、正確な、明確な理由のない本提案について、私は反対いたします。

○中川健治議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 これにて討論を終結します。

これより議案第79号 平成17年度邑楽町一般会計補正予算について採決します。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○中川健治議長 ただいまの出席議員数は18人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に小倉修議員、横山英雄議員、本間恵治議員を指名いたします。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。無記名投票であります。本案を可とする者は「賛成」、否とする者は「反対」と所定の投票用紙に記載し、点呼に応じて順次投票願います。

〔投票用紙配付〕

○中川健治議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○中川健治議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

田口事務局長。

○田口茂雄事務局長 それでは、命によりまして点呼をとらせていただきます。

1番、後藤勝子議員、2番、松島茂喜議員、3番、加藤和久議員、5番、小倉孝夫議員、6番、金子正一議員、7番、小島幸典議員、8番、立沢稔夫議員、9番、小倉修議員、10番、横山英雄議員、11番、本間恵治議員、12番、細谷博之議員、13番、相場一夫議員、15番、桜井征男議員、16番、青木久議員、17番、千金楽幸作議員、18番、松原市祐議員、19番、新島正議員、20番、石井悦雄議員。

以上でございます。



○中川健治議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人、小倉修議員、横山英雄議員、本間恵治議員、立ち会いを願います。

〔開 票〕

○中川健治議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票 18票

有効投票のうち

賛 成 10票

反 対 8 票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○中川健治議長 暫時休憩します。

〔午後 3時18分 休憩〕

---

○中川健治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 3時32分 再開〕

---

#### 日程第8 議案第80号 平成17年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

○中川健治議長 日程第8、議案第80号 平成17年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第80号 平成17年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ170万3,000円を減額し、予算の総額を22億1,358万9,000円といたしたい次第であります。

補正の主な内容につきましては、人事院勧告に伴う給与改定及び共済組合掛金率の変更による職

員の人件費にかかわるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 これにて討論を終結します。

これより議案第80号 平成17年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第81号 平成17年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○中川健治議長 日程第9、議案第81号 平成17年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第81号 平成17年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万5,000円を追加し、予算の総額を10億4,875万3,000円といたしたい次第であります。

補正の主な内容につきましては、人事院勧告に伴う給与改定及び共済組合掛金率の変更による職員の人件費にかかわるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 これにて討論を終結します。

これより議案第81号 平成17年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第82号 平成17年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算

○中川健治議長 日程第10、議案第82号 平成17年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第82号 平成17年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万8,000円を追加し、予算の総額を5億8,835万4,000円といたしたい次第であります。

補正の主な内容につきましては、人事院勧告に伴う給与改定及び共済組合掛金率の変更による職員の人件費にかかわるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 これにて討論を終結します。

これより議案第82号 平成17年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第83号 平成17年度邑楽町水道事業会計補正予算

○中川健治議長 日程第11、議案第83号 平成17年度邑楽町水道事業会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第83号 平成17年度邑楽町水道事業会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的支出において32万2,000円の増額及び資本的支出においては71万7,000円増額するものであります。

補正の主な内容につきましては、人事院勧告に伴う給与改定及び共済組合掛金率の変更による職員の人件費にかかわるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 これにて討論を終結します。

これより議案第83号 平成17年度邑楽町水道事業会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

---

#### 町長のあいさつ

○中川健治議長 以上をもちまして、本臨時会の日程は全部終了しました。

閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので、許可します。

久保田町長。

○久保田文芳町長 平成17年第5回邑楽町臨時議会に当たりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。

邑楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例からすべての議案におきまして可決いただきまして、大変ありがとうございました。慎重審議いただき、本当にありがとうございました。

これからも間違いのないように、皆様のご意見等伺いながら行政運営に努めていきたいと思っております。また、大変寒くなりましたので、お体に十分留意されまして、議会活動等励まれますようお願い申し上げます。

言葉足りませんが、臨時議会に当たっての御礼のあいさつにかえさせていただきます。大変お世話になりました。

---

閉会の宣告

○中川健治議長 以上で平成17年第5回邑楽町議会臨時会を閉会します。  
ご協力大変にありがとうございました。

〔午後 3時42分 閉会〕